

# 健康

ふあみりー

健康増進課(保健センター)の検診(健診)や教室の申込など ☎ 072-956-1000

●検診(健診)は年度内に各1回。定員になり次第締切。FAXでの申し込み不可。

●詳しくは「健康だより」、市ウェブサイトをご覧ください。

※個別検診(健診)については、受診前に医療機関へ電話でお問い合わせください。

## がん集団検診(予約制)



4～7月分の申し込みを以  
下の通り開始します。

ウェブ: 4月4日(火)9:00～5日(水)16:00

来所・電話: 4月6日(木)9:00から

その他の日程、検診についての詳細  
は「令和5年度羽曳野市健康だより」  
または市ウェブサイトを参照。

### 胃がん検診、肺がん検診・結核健診、 大腸がん検診

対象 1984年3月31日以前生まれの  
市民 無料

※65歳以上の人は、年1回受けるこ  
とが法律で義務付けられています。

[保健センター] 4月26日(水)・27日(木)

5月10日(水)・18日(木)・30日(火)

6月12日(月)・28日(水)

[石川プラザ] 5月12日(金)

[陵南の森] 5月22日(月)

[コロセアム] 6月5日(月)

[市役所別館] 6月18日(水)

[MOMOプラザ] 6月21日(水)



申込フォーム

### 乳がん検診

対象 1982年以前の西暦偶数年生  
まれの女性

¥1,000円(1982年生まれと生活保  
護受給者は無料)

### 子宮がん検診

対象 2002年以前の西暦偶数年生  
まれの女性 無料

※受診券(オレンジ色または黄色のは  
がき)が必要です。転入等で届いて  
いない方、80歳以上の方で乳がん・子  
宮がん検診を希望される方は健康増  
進課(保健センター)までご連絡ください。

[保健センター]

乳がん・子宮がん検診

5月24日(水)・7月20日(木)

乳がん検診のみ

6月7日(水)

[陵南の森]

乳がん・子宮がん検診

6月15日(木)



申込フォーム

成人の健康  
(市ウェブサイト)



## 成人歯科健診

対象 平成9・昭和62・57・52・47・  
42・37・32・27年生まれの市民

¥無料(受診券が必要。お手元にな  
い方はご連絡ください。)

【実施医療機関】市内の指定歯科医院  
令和6年3月31日まで受診可

## 定期健康相談・栄養相談

4月13日(木)午前中 ※要予約

## 羽曳野市 がん患者医療用ウィッグ および乳房補正具購入費用助成事業

がんの治療に伴う外見の悩みや経済  
的な負担を軽減するための、医療用  
ウィッグ(かつら) および乳房補正具  
の購入費の一部を助成します。詳細  
は市ウェブサイトをご確認ください。

## 忘れていた予防接種はありませんか?

予防接種が済んでいるか母子健康手  
帳で確認し、まだの方は接種しまし  
よう。

持物 母子健康手帳と予診票、子ども  
医療証・健康保険証など住所の確認  
ができるもの

対象 「令和5年度羽曳野市健康だよ  
り」や市ウェブサイトでご確認ください。  
※医療機関によってワクチンの在庫状  
況は異なります。接種を希望される方  
は事前に医療機関へご確認ください。

## 麻しん・風しん混合(MR)

第1期: 1歳～2歳に至るまで(予診  
票は予防接種予診票綴に入  
っています。)

第2期: 平成29年4月2日～平成  
30年4月1日生まれ(予診  
票は4月に送付します。)

※接種期間を過ぎてしまうと費用が  
約1万円かかります。定期接種の期  
間に早めに接種しましょう。

## 高齢者の肺炎球菌ワクチン定期予防接種

対象 下記の①と②の方には受診券ハ  
ガキを送付しています。(過去に接種  
済みの方は対象外です。)

① 65歳(昭和33年4月2日～昭  
和34年4月1日生まれ)

② 国の制度変更に伴い、一度も接種  
をされたことがない、次の対象者  
の方は接種の機会が再度あります。

●70歳(昭和28年4月2日～  
昭和29年4月1日生まれ)

●75歳(昭和23年4月2日～  
昭和24年4月1日生まれ)

●80歳(昭和18年4月2日～  
昭和19年4月1日生まれ)

●85歳(昭和13年4月2日～  
昭和14年4月1日生まれ)

●90歳(昭和8年4月2日～  
昭和9年4月1日生まれ)

●95歳(昭和3年4月2日～  
昭和4年4月1日生まれ)

●100歳(大正12年4月2日～  
大正13年4月1日生まれ)

③ 60歳～65歳未満の方で、心臓・  
じん臓・呼吸器の機能・ヒト免疫不  
全ウイルスによる免疫機能に障害が  
ある方。

【実施医療機関】受診券はがき裏面、  
令和5年度羽曳野市健康だより、市  
ウェブサイトを参照ください。

持物 受診券はがき、健康保険証など  
住所年齢の確認できるもの

¥2,000円(生活保護受給者は無料)

## 高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種 費用助成事業【任意接種】

健康増進課へ事前申請し、必要書類  
を受け取り、医療機関を受診してく  
ださい。

対象 75歳(昭和23年4月2日～  
昭和24年4月1日生まれ)かつ前  
回接種から5年以上経過している方

¥4,000円(生活保護受給者は無料)

休日急病診療所 (内科・小児科・歯科)	小児科の土曜・休日夜間診療 (南河内北部広域小児急病診療事業)
[診療日] (日) 祝、年末年始 (12月30日～1月3日)	[診療日] (土) (日) 祝、年末年始 (12月30日～1月3日)
[診療時間] 10:00～12:00 / 13:00～16:00	[診療時間] 18:00～22:00 (受付 17:30～21:30)
※ 8時 (夜間診療は15時) の時点で羽曳野市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「特別警報」のいずれかが発表されている場合は休診、8時 (夜間診療は15時) 以降に発表された場合は、その時点で休診。	
<b>≪ 発熱で受診される方へ ≫</b> ※来院時は、事前にお電話ください。 ※受診時はマスクを着用ください。 ※新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査など各種検査は実施できません。	
2月11日診察分より市立休日急病診療所・小児科の夜間診療でマイナンバーカードが保険証として利用可能になりました。ただしマイナポータルなどで健康保険証利用申込が完了している方に限ります。	
※歯科受診の方は利用できません。※その他各種医療証 (こども医療証など) は必ずご持参ください。	

小児救急電話相談 ☎ # 8000 (携帯電話・NTT プッシュ回線)  
☎ 06-6765-3650 (IP 電話・ダイヤル回線など)

## 救急安心センターおおさか

☎ # 7119 (固定電話【プッシュ回線】・携帯電話・PHS)  
☎ 06-6582-7119 (固定電話【ダイヤル回線】・IP 電話)

健康保険証利用申込の  
マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178 音声ガイダンスに従って  
「4→2」の順にお進みください。  
平日 9:30～20:00 (土) (日) 祝 9:30～17:30

## 藤井寺保健所からのお知らせ

☎ 072-955-4181 藤井寺市藤井寺 1-8-36

大阪府で「ヘルシーおおさか 21 (点字広報) 第 60 号『健活 10 ～体を動かす健康づくり～』」を作成しました。保健所や各社会福祉協議会等で配架しますので、ご活用ください。

HIV・梅毒即日検査 (無料・匿名可) ●梅毒検査のみは不可 ●結果は 1～2 時間後 第 2・3 次 9:30～10:30
こころの健康相談 (無料・予約制) こころの病気、アルコール依存症などの相談に精神科医、精神保健福祉相談員が応じます。
医療機関に関する相談 (無料) (月)～(金) 9:15～12:15/13:00～16:00

## 生活衛生室 ☎ 072-952-6165

水質検査 (有料・予約制) 飲用水・井戸水・遊泳場水・浴槽水
腸内細菌検査 (有料) 赤痢菌・チフス菌・パラチフス A 菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌 O157 (月)～(木) 9:30～12:00
ぎょう虫卵検査 (有料・予約制) (月)～(木) 9:30～12:00

※祝日等の関係で受付のない日があります。詳しくは保健所までお問合せください。

## 障害福祉課からのお知らせ

☎ 072-947-3824 (直通) FAX 072-957-1238

日常生活用具の対象に  
人工呼吸器用自家発電機等を追加

市では令和 5 年 4 月から、災害等による長期の停電に備えるため、日常生活用具の対象に、人工呼吸器用自家発電機等を追加しました。

【対象】①在宅で人工呼吸器を使用している身体障害者手帳を持つ方

②在宅で人工呼吸器を使用している難病患者等

【必要書類】申請書、医師意見書、見積書

【基準額】10 万円

【自己負担】基準額と用具の価格のいずれか少ない額の 1 割 (生活保護、市民税非課税世帯は 1 割負担なし。)

※基準額を超える用具の場合は基準額との差額も合わせて自己負担

【留意事項】事前申請が必要です。申請前に購入した場合は給付の対象にはなりません。事前に医療機器メーカーや医療機関等の関係者と十分に相談の上、用具の選定を行ってください。詳細は障害福祉課にお問い合わせください。

特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当 (経過措置分)  
支給額の改定 (令和 5 年 4 月分より改定)

## 特別障害者手当

【支給額】月額 27,980 円

【対象】20 歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において、常時特別な介護を必要とする方

【支給制限】所得制限あり。施設入所、3 カ月を超えて入院中の場合は支給されません。

## 障害児福祉手当

【支給額】月額 15,220 円

【対象】20 歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において、常時介護を必要とする方

【支給制限】所得制限あり。施設入所、障害を事由とする年金を受給中の場合は支給されません。

## 福祉手当 (経過措置分)

【支給額】月額 15,220 円

※現在受給中の方は申請不要。※必要書類は問い合わせください。